

# 総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 30 年 9 月 12 日（水） 午前 11 時 00 分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・  
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項  
9 月定例会本会議（9 月 6 日）から付託された事件（議案 7 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前 11 時 00 分 閉会 午前 11 時 53 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 9 月 12 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

**吉津委員長** お疲れ様です。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それでは、これより、本会議で本委員会に付託されました議案 7 件について、審査を行います。はじめに、議案第 2 号「平成 30 年度 長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** それでは国民健康保険事業特別会計につきまして、補正予算書 72、73 ページ「第 1 款 総務費」「第 1 項 総務管理費」「第 1 目 一般管理費」では、平成 30 年度からの都道府県化に伴い、療養給付費等負担金と財政調整交付金申請ベースが市町村から都道府県に変わったことから、国保事業システムの改修が必要となったため、所要額を計上するものでございます。そのほかは特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 4 号「平成 30 年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 介護保険事業特別会計につきましては、補正予算書 88、89 ページ「第 3 款 基金積立金」「第 1 項 基金積立金」「第 1 目 介護給付費準備基金積立金」では、第 6 次介護保険事業計画の期間中である、平成 27 年度から 3 年間の介護給付費を精算し、その結果発生した剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。また、94、95 ページの債務負担行為につきましては、現在直営 1 ヶ所で実施しております地域包括支援センターの機能強化を図る観点から、平成 31 年度から基幹型機能を合わせ持つ直営のセンター 1 ヶ所に加え、民間委託による地域型センター 2 ヶ所を設置することにして、その業務委託に係る経費を追加計上しております。そのほかは特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**江原委員** 今の地域包括支援センターのほうへ移行して、この間も説明をいただいたんですが、もう一度メリットのところを説明していただければと思います。

**松尾健康増進課長** 地域包括支援センターを地域型2ヶ所ということで委託をして、機能強化を図るということを予定しておりますが、そのメリットといたしましては、今全地域の高齢者支援につきましては6人体制で実施しております。その中で、この地域を実際の職員体制としては3,000人以上6,000人未満に対して高齢者人口に伴って、保健師、主任介護専門医、そして社会福祉士の1人ずつ、3人、3職種を1人ずつ配置するというふうに定められております。その中でこの1万4,000人余りの高齢者人口を持つ長門市において、3人ずつの全体で9人の人員体制が必要になります。その中で実際、今の現状といたしましては、高齢者等の相談対応、そして介護予防支援の請求件数等が増えている現状がございます。その中でより生活困窮であったり、また家族支援等がなかなか得られない、家族支援の機能が低下された方、また障害を持たれている方、認知症を持たれている方、そういう方の相談対応の事案が増えている現状がございます。その中で実際職員が対応する中でマンパワーの不足が生じておまして、相談支援に対する対応が遅れている現状があります。それを3地域に分けることによりまして、移動距離、相談対応の交通時間等、相談支援の迅速な対応、そしてきめ細かな対応が図られるということをもメリットとしまして、3地域に分けて相談支援体制を強化して、全体のよりきめ細やかな対応をするということのメリットを重視しまして、この委託体制にしたところでございます。

**江原委員** メリットについては今説明していただいたとおりでと思うんですけども、県内で地域包括支援センターを作っていらっしゃる自治体もあって、見に行かれたりヒアリングもされていたりされるんだと思うんですけども、実際のどこかの自治体の状況について説明いただければありがたいなと思うんですけども。

**松尾健康増進課長** 実際のお市の現状といたしましては、13市中7市につきましては委託センターを設けております。そのほか6市につきましては、直営で実施しておりますが、その直営を実施されている本市を除く5市につきましては在宅介護支援センターとあって、地域の高齢者等の相談対応を窓口にされてサービス調整をされる、そういうセンターを設置されている市等がございますので、相談の円滑な対応、相談体制というところを体制づけていらっしゃるというふうに聞いております。その中で市としましては、全部の地域支援事業、

相談、介護予防事業、高齢者の権利擁護等、全ての事業を直営で実施しておりますので、その状況が他市とまた違うというところで把握しております。

**江原委員** 今地域包括支援センターを設置している市の、問題が特に今の直営方式から切り替えて非常に良くなったとか、こういう面が非常に困っているとか、そういう状況を聞かれたことがあればお聞きしたいということでご質問させていただきます。

**松尾健康増進課長** 他市の実際の委託されている市の現状等につきましては、実際に委託される中で地域に密着した相談対応をされて、その委託事業者と地域が繋がり、顔の見える関係ができて、支援がしやすくなったということ、実際委託されている市から聞いております。その中で市としての直営としての基幹型ですが、なかなか職員のほうが異動もございますので、直営の体制というところもなかなかメリットだけではなく職員の人員体制というところの異動に伴う専門職、資格者の確保とスキルアップというところを課題として対応されているというふうに聞いております。民間の実際の事業所について、地域との顔の見える関係というメリットだけではなく、実際、市のほうに直接相談をしたい場合もありますので、そのメリット・デメリット、そのへんを委託、直営、相互に連携をしながら対応しているというふうに確認を得ております。

**田村委員** いくつかお尋ねいたします。大変難しい課題で、うまくいけばいいなという思いなんですけど、職員配置について直営部分は本庁舎内に置くということになっていますよね。現在建設中ですけども、来年度、移動できるのはずっと後ですから、来年度の31年度、直営部分を本庁舎に置くというと、本庁舎の1階部分のどこかに置くのか、それとも保健センターの健康増進課の中に置くのか、いろいろな案があるんでしょうけども、どういうふうに今考えておられますか。

**川野市民福祉部長** これにつきましては来年4月の組織改編を踏まえての話になりますけども、今段階の予定としましては、来年の秋に供用開始となります新庁舎におきまして現在の福祉課内、1階になりますけども福祉課内に設置する予定としているところでございます。

**田村委員** 本庁舎の福祉課内。スペースがあるのかなとは思いますが、大変だなと思います。それで現在9人いるところを7人というふうになっていますよね。これは全部市の関係職員、市の職員ですよ。これで2カ所民間のほうに委託するとなれば直営部分は1ヶ所ですよ。そうすると直営部分の職員体制というのはどうなりますかね。3人ほど行って、今7人おられるから4人の方がほかの仕事に変わられるのか、それとも直営部分というのは相談事業体制と地域包括ケアシステムの構築という政策的な問題もあります。そちらのほうを担当されるのか、そのあたりの職員体制がどういうふうになるのか、実際にや

ってみないと分からないところもありますから今のところの想定についてお尋ねいたします。

**川野市民福祉部長** まずもって今、現職員 7 名となっていますけども、そのうち 5 名が正職員で、2 名が嘱託職員というところでございます。先の議員全員協議会でも少しお話をさせていただいたところでございますけども、国が掲げております地域共生社会の実現に向けた取組みの推進ということで、設置予定としております、福祉総合相談窓口を含めました人員配置となりますので、何人配置にするかというのは今後の協議によって配置人数が決まってくると思いますけども、だいたい今の 7 人、全員というわけにはいきませんがそのくらいの数字で配置になるのではないかとこのところでございます。

**田村委員** ちょっと確認ですけども、そうすると現在の 7 人いらっしゃるセンターのメンバー、これが直轄部分に全部移動すると。2ヶ所については民間の方のほうに委託すると。そういう理解で良いですか。

**川野市民福祉部長** そのとおりでございます。

**田村委員** それで、委託料が 1 億円、1ヶ所について。その 2ヶ所分というのが債務負担行為で出ていますけども、1 年分にすれば約 2,000 万円ですよ。これの積算根拠と言いますか、お尋ねいたします。

**松尾健康増進課長** 積算根拠としましては、委託センターをもつ他市の委託内容を参考としまして、職員の人件費・事務経費等本市として必要とする経費を算出しております。内訳としましては、保健師・主任介護支援専門員、社会福祉士の 3 職種と、その人件費とそのほかに相談や地域活動を行うための電話代、車のリースとその関係費の事務経費を積算いたしまして、委託料につきましては平成 31 年度が 2,006 万円、平成 32 年度からは消費税の改定を見込んでおまして、2,007 万 2,000 円の 4 年間ということで、合計 1 億 34 万 8,000 円となっております。

**田村委員** それで、本会議において林哲也議員からの質疑の中のご答弁で、相談件数や計画策定件数が非常に増えてきているというお話がありました。相談件数が約 500 件くらい。計画策定件数というのが 4,000 件から 5,000 件くらいという形になっているという。非常に多い。これは今まで 7 人の体制で全部やってきたのか、それとも地域にあります地域居宅介護支援センター、そこにヘルパーさんとかケアマネージャーさんとかいろいろいらっしゃるんですよね。そういう方々も含めた合計なのか、4,000 とか 500 という数字は。職員の方 7 人でやっただとすればこれはもうアップアップだろうと思うんですよ。計画をざっと 7 人で割ってみて、作業日数で割れば 1 人 1 日 2.5 件くらい計画を作るということは、不可能に近い話ですよ。会って相談聞いてまとめて調整をして、というのは。この 4,000 件とかいうのは具体的なあれというのは、今まで

職員 7 人だけでやってこられたのか。そのあたりのお話を聞くことと、これ地域に分けた場合、今の 4,000 件とか 5,000 件という相談件数ね。地域に分けた場合に、せつかく地域に分けたけども、ある地域には集中しているとか、あるいは困難事例がこの地域には極端に多いとか、そういうバランス上は解消できるのかという思いがあるんですけど、そのあたりはいかがでしょうかね。

**松尾健康増進課長** 実際の現状としての相談に対しましては、地域包括支援センターの職員と合わせまして、地域の担当の保健師がランチ機能として相談支援の対応をしております。保健センターにおります担当の保健師のほうが対応して協働して調整・相談支援を行っております。それと合わせて請求に対する介護予防支援計画等の請求につきましては、地域包括支援センターだけでなく、在宅介護支援センターにおられます事業所のケアマネージャー、介護支援専門員の方に一部支援の担当として委託をしている現状があります。その中で、包括支援センターの職員、在宅介護支援事業所の職員の方と連携をしながら実際の 4,000 件あまりの予防・支援を行っているところでございます。その中で実際の利用者の地区別につきましては、長門地区が 46.8%、そして多い順ですが油谷地区が 27.5%、三隅地区が 15.3%、日置地区が 10.4%というかたちでの割合になりまして、65 歳以上の高齢者人口に比例した状況となっておりますが、高齢化がやはり高い油谷地区の方の利用者が多くなっている現状がございます。

**田村委員** これからの課題ですけどね、そういう地域的に見て、そりゃあそうだろうと思うんですよ。高齢者人口とだいたい重なるだろうと、相談件数は当然ね。そうなる均等に 3 人ずつとかいうので良いのかということもありますよね。特に長門地区は多いわけですから。これ直轄部分もやるから職員の方がどんとおられるけどもね、やっぱりそのあたりの職員のバランスというのが 3 人ずつで良いのかなど。実働職員の中には保健センターに派遣されておられる保健師さんの方も全部入れて計算しないとね。今の包括支援センターにおられる職員さんだけの数ではない。プラスアルファの地域センターのいわゆる保健師さんの数も一緒だということですよね。そのあたりは十分配慮して、地域的バランスがないようにしていただきたいと思います。それで、地域包括ケアシステムというのは非常に難しく、基本的には介護保険の範囲で、介護保険 115 条とか書いてありますので読んでみた。とてもじゃないけど私らの理解を超えるような範囲で難しいんですけどね。これ、地域包括支援センターというのが僕は一番分からないのは、なぜ健康増進課が担当しているのかということなんです。これは課長に聞くわけじゃないですよ。13 市ざっと調べて正確ではないかもしれませんが、健康増進課が地域包括支援センターに関わっているというのはないんですよ。全部高齢政策課とか、福祉政策課とか、高齢福祉支援課とか、要するに福祉全般を扱う部分がやっている。介護保険は確かに健

健康増進課が関わる部分も多いです。健康ということですから、疾病とか。でもね、権利擁護とか高齢者の問題で一番多いのは貧困の問題なんですよ。というふうに僕は思ってる。そして孤立。そういう問題を健康増進課にボンと投げてしまって、健康増進課長も必死、大変だと思うんですよ。これは僕はやっぱり長門市の中で、高齢者が非常に多いというのは分かっていますし、良いんだけど、やはり福祉政策課とかあるいは高齢支援課とか、支援係とかそういうものを作って福祉行政そのものを、特に高齢福祉そのものについてはやはりセクションを変えたほうが良いんじゃないかと。健康増進課は健康増進課本来の疾病防止とか母子保健、あるわけですから。そちらのほうに本来の仕事、保健師さん本来の仕事に僕は専念できるようにすべきだと。どちらかと言うと、直轄型のセンターというのは、一つは相談事業と。そしてほかのセンターの指導と。そしてそのほかに地域包括ケアシステムの構築というのがありますよね。これなんかは健康増進課でできないことはないかもしれませんが、やるべき話じゃないんですよ。基本的には福祉全体でやるべき話でしょう。この状態をあったまま健康増進課の体制の中で相談事業をやった場合に、僕は一時いろんな相談事業に関わったことがありますけど、結局みんなの責任、無責任という形でたらい回し。様子を見ましょうと。どんな会議でも結論はもう少し様子を見ましょうというのが結論です。この状態を変えない限りは、福祉は振興しない。というのが僕の当時の非常に強い思いなんですよ。これ一般質問じゃないからあれですけども、今の状態では僕はなかなか難しいなと思っているんですけど、そのあたりの総括的なお話を部長からいただければと思います。

**川野市民福祉部長** 先ほどもちょっとお話させていただきましたけども、来年の組織改編というところがありますので、今段階での計画、予定と言いますか、それをお話させていただきますと、先ほどから申しましたように、直営の基幹型のセンターにつきましては、来年秋に新庁舎が建つということで、その中の1階部分に今持っていく予定でございます。それは福祉課。現在の福祉課の中に持って行って、今の健康増進から福祉課にということを考えております。高齢福祉に特化してそのへんを強化していきたいというふうな考えでおるところでございます。

**綾城委員** ちょっと被る質問が多いかもしれないですけど、何点か確認をしたいと思います。先ほど債務負担行為の具体的な内訳というのを課長さんのほうからご説明があったと思うんですが、今想定されている1億円くらいですか委託料で委託を受けた民間業者なんですかね。しっかりとしたサービス体制を構築できるのか。田村議員さんとの質問とも被るんですけども、運営を担えるのかというのが危惧されるんですが、お尋ねいたします。

**松尾健康増進課長** 債務負担行為の経費について、民間さんがしっかり運営が

できるのかというご質問でございますが、先ほど少しご説明したように、この経費につきましては、委託センターを持つ他市の状況を参考とさせていただきながら、必要とする経費を算出しております。実際の運営につきましては、サービスの体制について、設置運営に必要な条件等に該当する法人に委託することが国としても示されておりますので、実際の運営については基本なものとして円滑なサービスの提供体制ができるよう、市としてもこれから研修・指導を密に行っていくこととしております。

**綾城委員** 年々地域包括支援センターの利用者が増大するという中で、現在の体制のままで強化どころか、維持すら難しいということで民間に委託をして強化を図っていきたいというふうに捉えていますが、民間に委託することで現在の業務量等、負担軽減が図られるということがメリットとしてあったとしても、年々利用者が増加していく中において、現在の地域包括支援センターが抱える課題とか不安がそのまま民間に移行するだけで、地域包括支援センター本来の役割を果たしていくということのうえで、機能強化にはなかなか繋がりにくいんじゃないかなということの不安もあるんですが、それについてどう考えていらっしゃるかお伺いいたします。

**松尾健康増進課長** 実際の機能強化に繋がらないのではないかとこのところでございますが、地域包括支援センターの事業につきましては、介護予防支援事業、相談支援の事業、権利擁護事業、そして介護支援専門員の方へ後方支援とする包括的・継続的ケアマネジメント事業、そして要支援の方、そして予防の事業者、対象者に支援計画を立ててできるだけ自立した生活をしていただくための指定介護予防支援事業という 5 つの大きな事業がございます。その中で身近な相談支援につきましては、実際に相談を受けたあとに、該当者の相談をされるご本人の心身の状況、生活の状況に合わせて実際に利用できる適切なサービスの制度の紹介であったり、利用に繋いでおり、実際の支援計画を立てながら自立した生活ができるように調整している現状がございます。この事業については、それぞれ 5 つの事業を実施する中で、それぞれ高齢者支援という繋がりの中で関連し合うものでございます。実際の相談としては、民生児童委員の方、または医療機関・福祉介護事業所等のそれぞれの関係者、民間の関係者等の連携した対応によって自立した生活の継続に繋がっているというところがございますので、実際にこれから受託法人設置に伴う職員の体制については、兼務ではなく常勤専従というふうに質を担保することとしております。委託にあたっては市として事業方針を示すこととしておりますので、民間のほうに委託をする中でも、実際運営費用、地域包括支援センターの運営費用につきましては、皆さんからいただく介護保険料、国・県等の公費によって賄われている負担がありますので、公益性の高い地域包括支援センターの機関を踏まえて、十分認

識したうえで活動をさせていただくようにすることと考えております。なので、機能強化というところでは、基本的な職員さんの専従としての質の担保、そしてそれぞれの業務として、実際中立的な立場、そういう条件を満たした形で運営を行っていきたいと考えておりますので、その部分は実際の機能強化に繋いでいくというふうに考えております。

**綾城委員** 分かりました。ちょっと質問被るかもしれませんが、それをどう管理していくのかとか、行政はどういう責任を持って取り組んでいくのかというのもまた重要になってくると思いますが、先ほどもありましたように、公正公平で充実したサービスの提供を担保できるのかとか、また民間に対する指導、管理体制ですよね。今ご答弁の中にもあったと思いますが、それと行政の責任ですよね。そういったことは何かということをお伺いいたします。

**松尾健康増進課長** 今ご説明しましたように、応募に対する基本的な条件に該当する法人の方に委託をするということを踏まえまして、市としましては、実際に受託をされる事業所の方が円滑に初めての業務が運営できるように、市としては委託を始めます前に、業務内容の研修を予定しております。そして実際に委託運営が始まったあとにつきましても、委託の事業所さんと調整を計っての合同研修、また随時業務管理、相談支援への対応等を行いながら、密な連携を元に後方支援という形での体制を整えていくこととしております。それが直営として、また行政としての責任であり役割であるかというふうに捉えて進めていこうと考えているところでございます。

**綾城委員** 最後です。基幹型の直営の1ヶ所と地域型の2ヶ所という設置案の中で、各センターが3名ずつということの体制となっておりますが、その直営の部分は総括的な中心的な役割を担うと。更にもって本来のセンター業務を担うと。2つの役割があると思うんですが、この直営の部分が3名体制で十分な業務ができるのかどうかということが少し不安視されるんですが、それについてお伺いいたします。

**松尾健康増進課長** 実際の直営として3名体制でというところではございますが、今現在として、全地域を相談支援と介護予防事業を実施している現状ですが、今後地域型センターを2ヶ所設置することで身近な地域の中でセンターの相談支援が行えるのではないかとというふうに捉えております。地域としても全地域から3地域ということで、小単位の圏域となって相談及び訪問への対応等移動時間が短縮されるなど、やはり迅速な対応、これまでできなかった、やっておりますがなかなかそのへんが課題として抱えているところが、現状に比べまして、より地域に密着した相談への対応、きめ細やかな対応が図られるのではないかと思います。その部分が実際の運営とともに、総括的なものとしては、先ほどご説明もしたかと思いますが、実際に円滑に業務を実施できるように地

域型のセンターへの開始前の研修、または開始後も定期的な研修をして効率的で効果ある後方支援を行う中で、実際の研修等、またはその対応等は当初は密にやっけていく予定でございますが、だんだん委託の運営が軌道に乗れば、その頻度も減少していくものではないかというふうに考えておりますので、今の体制の中でいろんな対応を行っていかうというふうに捉えております。

**吉津委員長** ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 5 号「平成 30 年度 長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

**川野市民福祉部長** 後期高齢者医療事業特別会計につきましては、補足説明は特にございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 8 号「平成 29 年度 長門市電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

**藤田企画総務部長** 特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 8 号は、認定すべきものと決定しました。次に、議案第 12 号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

**川野市民福祉部長** 条例の一部改正でございますけども、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございまして、改正の主な内容としましては、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合には、保育所等以外の保育を提供する事業者から確保できること、また家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については調理設備の確保

が困難等の理由で乳幼児への食事の提供が事業所内で調理して提供する方法で行われておらず、外部搬入も難しい状況であることから、現行の経過措置を延長するとともに、同一または関連法人が運営する事業所等及び共同調理場等以外の一定の条件を満たす事業所からの搬入を可能とするものでございます。なお、長門市におきましては現時点で事業の実績はございません。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第13号「財産の貸付料の免除について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田企画総務部長** 議案第13号の財産の貸付料の免除につきましては長門湯本温泉観光まちづくり事業恩湯等施設整備運営事業におきまして、先に優先交渉者に決定いたしました長門湯守株式会社へ事業予定地として981.05平方メートルを貸し付けるものでありますが、これには市所有の土地の貸付料に加えまして、市が大寧寺から借り受けています恩湯泉源としての鉱泉地、深川湯本字湯端2266番16.52平方メートルの借受料、年間300万円を含めたものとしているところです。以上で補足説明を終わります。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**岩藤委員** 今部長のほうから補足説明を伺ったのですが、貸付料の免除の期間についてお尋ねしたいと思います。まず、引渡日から開業後3年間を経過するまでの期間ということなんですが、今から恩湯を設計されていくと思うんですが、その免除をする期間というのは引渡日というふうなことになるのでしょうか。

**石本成長戦略推進課長** 期間については、今予定しているのが来年の平成31年の4月を引渡日としております。それから建設工事にかかります。予定としては恩湯の開業が平成31年11月に予定しておりますので、それから3年間免除ということになります。

**岩藤委員** 開業からの3年間というふうに理解したのですが、それでは貸付期間の30年間というのは、引渡日から30年間になるのでしょうか。

**長尾財政課長** 今のお尋ねでございしますが、30年間の起点は引渡日からということと考えております。

**岩藤委員** この30年間という根拠がどこからきたのか説明していただけたらと思います。

**長尾財政課長** 30年間の根拠でございますが、長門市普通財産の貸付けに関する規則がございまして、この中の第2条第1項第2号によりまして、借地借家法第23条第1項の規定の適用を受ける借地権、この借地借家法23条第1項というのは、事業用定期借地権契約というものでございますが、これを目的とするものにつきましては、30年というふうに定められておるところでございます。

**岩藤委員** 先ほど部長のほうから、鉱泉地、温泉の分が年間で300万円の免除といたしますか、お金を免除されるということですけど、全体ですね、他にも土地とかがあると思うんですけど、財産の貸付料というのは、全額で免除されるという金額は月額いくらぐらいになるのか、もしくは年間いくらぐらいになるのかですね、その金額を教えてくださいと思います。

**福田管理管財係長** 恩湯等施設用地計画地のAでございますが、ここが現時点での評価によりまして、月額27万4,570円、これには大寧寺の鉱泉地月額25万円を含んでおります。それと計画地B、物販施設でございますが、こちらが1万3,470円の月額となっております。計画地のAが年間で329万4,840円、計画地のBが年間で16万1,640円、計画地のAとBを合わせまして、月額28万8,040円、年額にいたしますと345万6,480円。なお、先ほど申しました通り、この月額と年額につきましては大寧寺さんから借りております鉱泉地の25万円、年間300万円が含まれております。

**岩藤委員** 確認ですけど、3年後についてはそのお金は湯守さんが払うことになるということでしょうか。

**長尾財政課長** 3年が経過いたしますと、正規の貸付料については請求することになります。

**田村委員** 関連でお尋ねいたします。今345万円という年額でお話になりましたけど、この金額は例えば3年間無料で貸し付けると、これを有料にした場合に年間340なんぼかかるというふうに理解してよろしいですか。

**福田管理管財係長** 委員のおっしゃるとおりでございます。

**田村委員** 3年後にはきっちり取るというふうに言われましたけど、その時の経営状況とかもある。そのあたり不安を持たれるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどうですかね。調整というか、3年後の経営状態がどうであろうと、払うものは払えというかたちになるのか、ある程度相談を受けながら調整するという気持ちがあるのか、そのあたりいかがですかね。

**長尾財政課長** 今のご質問でございますが、今この事業の公募をした時の条件には3年というふうにうたっておるところでございますが、市のほうの考え方といたしましては当初の建築等大変な経費がかかるというところ、また当初の経営状況にも大変な金額がかかるんじゃないかということで、当初の3年間を中心という思いの中でこのような支援を考えておるところでありまして、3

年間で自立経営を目指していただきたいという気持ちでございます。

**田村委員** 先ほど貸付期間が30年というのはちゃんとした法的根拠があるとお聞きしましたが、その無料貸付3年間、この3年にはそういうふうな、これを規定するような条例あるいは法令、制度的なものはあるのか、市の判断で3年間というふうにしたのか。

**長尾財政課長** この3年間につきましては、法的な、規則的な定めと言うものはございません。ただ先ほども申しましたように、当初の施設開業までの経費等、多額のものが必要になるだろうという想定の中で市としてどういった支援ができるのかという中での3年間の無償ということでございます。

**田村委員** 湯守さんにはがんばってもらいたいという気持ちはありますので、3年後というのは分からないわけですよ。分からないでしょう。やっぱりその経営状況を見て調整するとかいうような部分が、市のほうでおありになるということ、私は湯守さんのほうにも伝えるとかそういうふうなことはできないのかと思いますけど、このあたりは課長レベルではお話は、どうでしょうか。

**藤田企画総務部長** 今担当課長が答弁しましたけど、募集した時の前提もございますので、今後につきましてはそのような状況をみて判断することもあろうかとは思いますが、現時点では3年間というふう考えております。

**吉津委員長** ほかにございませんか。ほかにご質問もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第14号「財産の取得について（長門市新庁舎備品（移動式書架）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田企画総務部長** とくに補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質問はありませんか。

**三輪委員** この契約内容で、どのくらいの量の文書が保管できるのか、十分余裕があるのか、それともいっぱいであるのかお聞きします

**坂野総務課長** 実施設計を進める中で、設計のJVさんの協力を得まして、新庁舎及び別館に入ります部局の現状の文書量調査を実施しております。概算数量を約4,300ファイルメーターと把握をしております。1ファイルメーターというのは文書を積み上げたと仮定した際の高さ1メートルを1ファイルメーターと言います。文書にしまして約1万枚に相当すると言われております。建設工事完了後におけます本庁舎及び別館等に置ける計画文書量は約6,000ファイルメーターとなっておりますことから、4,300に対しての6,000ファイルメータ

一ということでありますので、十分な収用容量が確保できているものと考えております。

**田村委員** 確認なんですけども、例えば本棚みたいなものは建物ができてから買えばいいのですが、これはもう建てるときに据え付けておかないと、あとから工事できないというかたちで今回、この時期に出てきたと考えていいですか。

**坂野総務課長** はい、委員さんのおっしゃるとおりです。

**吉津委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 11 : 53 —